

令和2年7月7日

懲戒処分について

このたび、地方公務員法に基づき下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

被処分者について

(1) 属性及び懲戒処分の量定

所属	職名	年齢	氏名	処分内容
健康福祉部 地域・生活福祉課	主査	49	勝山 健一 (かつやま けんいち)	免職

(2) 処分に至った事実の概要

飯能市遺族会名義の口座から不正に入手したキャッシュカードを使い現金自動預払機(ATM)から現金を引き出し盗んだ窃盗容疑で令和2年6月22日に本市職員が逮捕された事件について、当該職員を本日付で懲戒免職処分としました。

このような行為は、法令遵守の義務に違反する行為であり、著しく信用を失墜させ、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるため、地方公務員法に基づく懲戒処分として最も重い免職としました。

(3) 処分年月日

令和2年7月7日

市民の皆様へ

本市職員の不祥事に関しまして、関係団体の皆様に多大な御迷惑をお掛けしましたこと、行政に対する市民の皆様の信頼を失墜させたことは、誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

このような不祥事を二度と起こさないよう、職員の法令遵守及び再発防止策の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に取り組んで参ります。

令和2年7月7日 飯能市長 大久保 勝